

工事請負契約に係る一般競争入札参加者の資格及び指名競争入札参加者の指名に関する基準

一般競争入札及び指名競争入札に関する基準（昭和51年告示第29号）第2第1項の規定により工事請負契約に係る一般競争入札参加者の資格及び指名競争入札参加者の指名に関する基準を次のように定める。

1 一般競争入札参加資格の基準

- (1) 地域振興及び市内業者の受注機会の拡大を図る観点から市内業者（新規登録業者（市内業者であって、過去3か年度の間市内業者又は主たる営業所を市外に有し、支店、営業所等を市内に有する者（以下「準市内業者」という。以下同じ。）として競争入札参加有資格者名簿に登録されたことがない者をいう。）を除く。以下同じ。）であることを一般競争入札参加資格とするものとする。ただし、次に掲げる要件に該当するときは、この限りでない。

ア 特別の技術又は機械器具を必要とする工事を施工するとき。

イ 災害その他の理由により、緊急に工事を施工する必要があるとき。

ウ 主として請け負った工事と密接不可分の関係にある工事を施工するとき。

エ その他特別な理由により、市長が特に必要があると認めるとき。

- (2) 建設工事であって、次の表の左欄に掲げる工事については、同表の中欄に掲げる予定価格に応じ、それぞれ右欄に掲げる総合点数の範囲内において一般競争入札参加資格を決定するものとする。

区分	予定価格	総合点数
土木一式工事	3,000万円以上	900点以上
	1,000万円以上3,000万円未満	750点以上900点未満
	300万円以上1,000万円未満	600点以上750点未満
	300万円未満	600点未満
建築一式工事	4,000万円以上	800点以上
	700万円以上4,000万円未満	650点以上800点未満
	700万円未満	650点未満

- (3) 前号の規定にかかわらず、同号の表の中欄の予定価格の範囲内において金額が比較的小さく、かつ、技術的難易度が比較的低いものにあつては当該総合点数の直近下位の欄に掲げる総合点数、同号の表の中欄の予定価格の範囲内において金額が比較的大

きく、かつ、技術的難易度が比較的高いものにあつては当該総合点数の直近上位の欄に掲げる総合点数の範囲内において、別に定めるところにより参加資格を決定することができる。

- (4) 前号の場合における総合点数の範囲は、田川市建設業者等選定委員会において工事の技術的難易度、手持ち工事の状況等から総合的に判断して決定するものとする。

2 指名競争入札参加者の指名の基準

- (1) 指名に当たっては、地域振興及び市内業者の受注機会の拡大を図る観点から市内業者を指名するものとする。
- (2) 前項の場合において、指名の対象となる市内業者が少ないときは、新規登録業者、準市内業者の順で指名することができる。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、第1項第1号アからエまでに掲げる要件に該当するときは、市外業者を指名することができる。
- (4) 第1項第2号の表の左欄に掲げる工事における予定価格による指名基準は、一般競争入札参加資格の例による。この場合において、当該総合点数の直近下位又は直近上位の欄に掲げる総合点数の範囲内に属する者を指名しようとするときは、本来の総合点数の範囲内にある者を全体の半数以上とし、当該総合点数の直近下位又は直近上位の欄に掲げる総合点数の範囲内に属する者を2者以上としなければならない。

3 特殊工事の指名基準

特殊工事については、前項に規定するもののほか、次に掲げる要件を備えている者を指名するものとする。

- (1) 舗装工事（市道等の舗装面の安全性を確保するため施工する舗装補修又は舗装打ち替え工事であり、緊急かつ迅速な対応を求められるもの）
- ア 過去5年間の間に、国（独立行政法人等を含む。以下同じ。）又は地方公共団体発注の舗装工事の元請としての施工実績を有していること。
- イ 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する者を常勤で雇用していること。
- (2) 交通安全施設整備工事（車両及び歩行者の通行を安全かつ円滑にするために、主としてガードレール、ガードパイプ、道路反射鏡、路側線、標識等を設置する工事）
- ア 過去5年間の間に、国又は地方公共団体発注の交通安全施設整備工事の元請としての施工実績を有していること。
- イ 建設業法に定める業種のうち、「とび・土工工事業」及び「塗装工事業」の許可を

有していること。

ウ 交通事故等により施設の破損が発生した場合、本市の要請に応じ、迅速な復旧措置が取り得る体制を有し、これを施工できること。

4 手持ち工事の状況

市内業者にあつては、一般競争入札では条件付一般競争入札参加資格確認申請書の受付締切日の前日までに、指名競争入札では開札予定日の前日までに、市が発注した工事（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号から第7号までの規定による随意契約による工事その他市長が特に認める工事を除くものとし、当該工事に係る落札の日から完成検査に合格した日までの期間に係るものに限る。）で、次に掲げるいずれかの工事を施工中のものは、当該入札に参加することができないものとする。ただし、総合点数の範囲内において施工可能な業者数が少ない等の理由により第1号に掲げる工事を施工中の者を入札に参加させる必要があると認められるときは、この限りでない。

- (1) 当該入札に付する工事と同種の工事
- (2) 当該入札に付する工事と異なる工種で、当該入札に付する工事に配置予定の技術者と同一の技術者を配置している工事

5 業務委託契約への準用

第2項第1号から第3号までの規定は、建設工事に係る業務委託契約及び地籍調査事業に係る業務委託契約について準用する。

前項の規定は、建設工事に係る業務委託契約について準用する。

附 則

この告示は、令和5年8月1日から施行し、同日以後に起工する工事等について適用する。